

Weekly Report

第717号
令和5年10月10日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

現行NISA制度の非課税期間終了後は

NISA（少額投資非課税制度）は、来年1月から抜本的拡充・恒久化により新制度に変わりますが、それに伴い現行の一般・つみたてNISAでの新規買付は本年末で終了となります。（未成年者を対象としたジュニアNISAも終了）。

◆非課税期間終了後、課税口座に移管

現行のNISA口座で保有する商品を新NISA口座に移すことはできないため、それぞれの非課税保有期間（一般：5年、つみたて：20年）が終了した時点で保有し続けている商品は課税口座（特定口座又は一般口座）に移管されます。移管後に生じた譲渡益・配当等は課税されることになり、譲渡損失が生じた場合は損益通算や繰越控除が可能となります。

なお、課税口座に移管する場合、非課税保有期間が終了する年の最終営業日の時価が課税口座における取得価格となり、売却した際はその取得価格を基に譲渡損益を計算します。

◆課税口座に移管する際の取得価格に注意

例えば、100万円で購入し、非課税保有期間が終了する年の最終営業日の時価が150万円となった商品を課税口座に移管した場合、課税口座における取得価格は150万円となります。その後180万円で売却した場合は、30万円の譲渡益となります。

一方、課税口座に移管した時点の時価が当初の購入額より下落している場合は注意が必要です。例えば、100万円で購入し、70万円に下落した商品を課税口座に移管した場合、課税口座における取得価格は70万円となります。その後100万円に回復したため売却した場合は、30万円の譲渡益が生じるため課税されます。

低未利用土地等の譲渡に係る特別控除

個人が都市計画区域内にある低額な低未利用土地等（譲渡価格500万円以下。ただし、市街化区域等にあるものは800万円以下）を、利用意向がある買主に譲渡した場合は長期譲渡所得から100万円を控除する制度が適用できます。

本制度を適用する場合は、低未利用土地等に該当することや買主が土地等を利用する意向があること等について市区町村の確認を受ける必要がありますが、国交省によると令和4年中に低未利用土地等の譲渡に対して自治体が発行した確認書を交付した件数は4842件でした。また、1件当たりの譲渡価格は平均250万円で、譲渡後は利用用途は「住宅」が62%と最も多くなっています。

協会けんぽによる被扶養者資格の再確認

協会けんぽは、健康保険の被扶養者となっている方が現在も要件を満たしているかを確認するため、事業主に「被扶養者状況リスト」を今月下旬から順次送付します。（提出期限：12月8日）。

事業主は被保険者に被扶養者の現況確認を行った結果を記入し提出します。なお、被扶養者が別居している場合や海外に在住している場合は、確認書類（別居の場合は仕送りの事実と金額、海外在住の場合は海外特例に該当することが確認できる書類）を併せて提出する必要があります。